

医療倫理委員会規程

平成30年6月26日改訂

イムス富士見総合病院

（目的）

第1条 本委員会は医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院（以下「当院」という。）において行われる『医療行為等にて発生した倫理上の諸問題』・『ヒトを対象とした医療行為及び医学研究について』・『医薬品が医薬品医療機器等法（旧薬事法）上承認された効能・効果及び用法・用量とは異なる使用が行われる場合について』等が倫理的・社会的観点からの検討され、医療・研究が適切に行われることを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 当院は第1条の審査のために必要な審議を行うため、医療倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 診療部門 医師
- (3) 一般の立場を代表する者（利害関係ない外部委員）
- (4) 事務長
- (5) 看護部長
- (6) 薬剤部長
- (7) 看護部長が指名した看護師
- (8) 薬剤部長が指名した者
- (9) 医療相談室長が指名した者
- (10) 医事課責任者が指名した者
- (11) 総務課責任者が指名した者
- (12) その他委員長が必要と認めた者

2 委員の任命又は委嘱は、病院長が行う。

3 委員会には委員長及び副委員長を置き、前号の委員より互選により選出する。

4 委員長に事故がある時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

5 委員の任期は2年（前号の委員については在任期間）とし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、所定の手続きに基づき申請があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が委員会を招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席を以て成立とする。

3 委員会は、審議をするにあたって、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受け、また必要な場合には参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

（遵守事項）

第5条 委員会は審議するにあたって、以下の各号を遵守しなければならない。

- （1）医療行為等の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護
- （2）医療行為等の利益と不利益
- （3）医療行為等の社会的意義及び影響
- （4）対象者（代諾者を含む。）の理解と自発的同意

（所管事項）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- （1）患者の権利に関すること
- （2）人生の最終段階（終末期）医療に関すること
- （3）安楽死・尊厳死に関すること
- （4）宗教の問題に関すること
- （5）職業倫理に関すること
- （6）医療行為及び研究をめぐる生命倫理上のこと
- （7）医薬品が医薬品医療機器等法（旧薬事法）上承認された効能・効果及び用法・用量とは異なる使用が行われる場合に関すること
- （8）職員等が行う、ヒトを対象とした医療行為及び医学研究に関すること
- （9）その他委員長が必要と認めたこと

※（7）、（8）については医療倫理委員会の小委員会として別途小委員会及び規程を設ける。

- （7）医薬品適応外使用小委員会・医薬品適応外使用小委員会規程
- （8）研究倫理審査小委員会・研究倫理審査小委員会規程

（委員会の審査）

第7条 委員会は、倫理的観点及び科学的観点から、利益相反に関する情報も含めて中立かつ公正に審査を行う。

- 2 委員会は審査するに当たり申請者に出席を求め、説明を受けるものとする。
- 3 委員会は審査を行った事項については、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、四役会へ結果を報告する。

（報告）

第11条 委員長は、会議録を以て四役会へ報告する。

2 承認された事項については、事務局より必要な部門への伝達を行う。

（事務局）

第12条 委員会の事務局は、総務課に置き、所管事務を処理する。

- （1）医療倫理委員会の委員の招聘、名簿管理
- （2）関連書類の管理

（細則）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会にて検討し、病院長が別に定める。

（改廃）

第14条 この規程を改定する必要があるときは、委員会にて検討し、四役会の承認を経て病院長がこれを行う。

（附則）

第15条 この規程は以下の通り施行する。

作成：2017年6月13日

改訂：2017年6月26日